

●H30年度高知県医療機関等災害対策強化事業費補助金

(1)施設・設備・備品整備に対する補助

補助事業	1 補助事業者	2 対象経費	3 補助要件	4 基準額(千円)	5 補助率	例
施設整備		○災害時に医療機能を維持するために必要な施設整備に要する経費 ○災害時に医療救護活動を行うための施設の増築、改築、改修に要する経費(医療救護施設等に限る。)		10,000 ((※2)BCP策定済の場合は、20,000)		施設の高台移転 救護スペースを確保するため可動式間仕切り設置
設備整備	・市町村 ・医療救護施設等(※1)の指定を受けている病院及び診療所	○災害時に医療機能を維持する(医療救護所・準医療救護所は医療救護活動を行う)ため、 ・電源を確保する設備整備に要する経費(既存設備の機能強化、バックアップ設備の整備を含む。) ・水を確保する設備整備に要する経費(既存設備の機能強化、バックアップ設備の整備を含む。) ・ガスを確保する設備整備に要する経費(既存設備の機能強化、バックアップ設備の整備を含む。) ○災害時の情報発信等に必要な通信設備の整備に要する経費 ○災害時に透析治療を継続するために必要な設備を整備する経費	・防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。 ・市町村は地域ごとの医療救護の行動計画の策定が完了していること。 (準医療救護所に整備する場合は当該計画に位置付けられていること。)	5,000 ((※2)BCP策定済の場合は、10,000)		自家発電装置や自家用燃料タンクの設置、移設。太陽光発電設備の整備。受電設備等の移設。貯水設備や浄水設備の設置。LPガス設備の設置。通信機器のアンテナ設置。高知県防災関連認定製品(設備)。
備品整備	・医療救護施設以外の病院 ・医療救護施設以外の診療所(産科及び透析医療機関に限る)	○災害時に医療機能を維持する(医療救護所・準医療救護所は医療救護活動を行う)ため、 ・電源を確保する備品整備に要する経費(既存設備のバックアップ等のための備品整備を含む。) ・水を確保する備品整備に要する経費(既存設備のバックアップ等のための備品整備を含む。) ・ガスを確保する備品整備に要する経費(既存設備のバックアップ等のための備品整備を含む。) ・医療機器の整備に要する経費(医療機関以外の医療救護所・準医療救護所に限る。) ○災害時の情報発信等に必要な通信機器の整備に要する経費 ○災害時に医療救護活動を行うために必要な備品(@10万円以上の物品に限る。)整備に要する経費(医療救護施設等に限る。)		1,000 ((※2)BCP策定済の場合は、2,000)	2分の1以内	ポータブル発電機、浄水装置、蓄電池、衛星携帯電話、その他通信機器、AED、医療用モニター、人工呼吸器、輸液ポンプ、ポータブルエコー、レスキューボート、高知県防災関連認定製品(備品)
	医師会及び郡市医師会 歯科医師会及び地区歯科医師会 看護協会	○災害時の情報発信等に必要な通信機器の整備に要する経費 ○災害時に電源を確保する備品整備に要する経費(既存設備のバックアップ等のための備品整備を含む。)	防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	1,000		衛星携帯電話、衛星インターネット通信設備、MCA無線、アマチュア無線、その他通信機器、ポータブル発電機

※1 医療救護施設等とは、災害拠点病院(県立病院を除く)、救護病院、医療救護所、準医療救護所をいう。

※2 BCPを策定済みであり、かつ、BCPチェックリスト(別記第1号様式の別紙2)を満たす場合

- ・年度内に整備が終わること。
- ・用地購入費、造成費など、土地に係る経費は対象外
- ・設備等の維持や修繕、更新に係る経費は対象外
- ・備品整備は、補助申請額が100千円以上の場合に限る。
- ・医療施設以外に医療機器を整備する場合は、救護活動時の医療従事者が確保され、かつ地域ごとの医療救護計画にその旨が明記されていること。
- ・同一施設において施設整備事業と設備整備事業を同時に利用できない。(複数年度にまたがる場合も同じ)

(2)事業継続計画(BCP)策定に要する経費の補助

補助事業	1 補助事業者	2 対象経費	3 補助要件	4 基準額(千円)	5 補助率
BCP策定	災害拠点病院を除く病院及び有床診療所	○コンサルティング会社等に委託して事業継続計画(BCP)を策定(見直しを含む。)する際に必要な経費	・策定したBCPについては、県のホームページにおいて公開すること。 (個人情報や事業運営に支障がある情報を除く)	3,000	救護病院 2分の1以内 上記以外 3分の1以内